

# 交通事故 **調** **査**



毎月、交通事故相談 DAY 開催

**当逃げ・支払拒否・無保険等**  
**交通事故による損害に**  
**対して調査で解決いたします！**



## 相手が逃げてしまう場合

相手方が無保険のケースで、自賠責保険を超える金額の損害賠償請求をしたい場合や、物損についての請求をしたい場合には、事故の相手方に直接請求する必要がありますが、相手方と連絡がつかなかったり逃げてしまったりすることがあります。

このような場合、**相手の住所調査**をして相手の連絡先を調べる必要があります。

連絡先がわかっているけれども無視されている場合も、**相手の状況調査**を速やかに行う必要があります。

## 相手が支払を拒否する場合

相手方が無保険の場合、損害賠償請求をしても「お金がないから支払えない」などと言われて開き直れることがあります。法律上は、相手にお金がないからと言って支払い義務がなくなることはありません。よって、相手が逃げようが開き直ろうが、こちらは正当な金額の支払いを請求する権利があります。

ただし、相手が任意にそれを支払わない場合には、まず、**相手の資産調査**をした上で、裁判をして相手に対して支払い命令を出してもらわなければなりません。判決が出たとしても、相手がそれに従わない場合、こちらが相手の財産を探して強制執行（差押え）をする必要があります。このような手続きはとても大変なので、被害者が弁護士に依頼して対処してもらう必要があります。

▶ **調査費用 & 弁護士費用は、**

無料で弁護士を  
紹介します



**ご加入の「弁護士費用特約」をご利用ください。**

**弊社では、必要な調査を適正価格でご提供します**

●お気軽にお問い合わせください●

株式会社エコワークリサーチ & コンサルティング  
名古屋市中区丸の内3丁目5-10 名古屋丸の内ビル 8F



TEL 052-717-6618

E-mail eco.work.research@gmail.com

